

答申第126号  
令和3年3月31日  
(諮問公第144号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、別表の「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年6月22日付けで、「(1) 特定動物の飼養・保管許可を受けている施設（特定飼養施設）の一覧、(2) 株式会社〇〇が飼養・保管許可を受けているニホンザルの特定飼養施設について関係書類一式（許可申請書及び添付書類、特定動物飼養・保管数増減届出書及び添付書類、立入・指導等の記録全てを含む）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年7月27日付け生衛第256号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定に基づき、令和2年8月19日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「処分を取り消し、公文書の全部を開示する。」との裁決を求める、というものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）では、人の生命、身体等に深刻な被害を及ぼしうる動物について、飼養・保管を許可制としているものであり、それらの飼育に係る情報は、まさに「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たると考えられる。

イ 部分開示決定処分は、憲法で保障されている国民の「知る権利」を侵害するだけでなく、市民の安全をないがしろにしており、不当である。

ウ 条例第7条第2号の「法人等」には、「独立行政法人」は除外されており、特定動

物飼養施設に係る国立大学法人分の「許可頭数」及び「飼養頭数」の2点について、開示を求める。

エ 特定動物の愛玩飼養を行う個人の氏名及び住所について、〇〇市（以下「市」という。）は行政文書の提供を行っている。県と市で判断が分かれているのは疑問である。

オ 令和2年6月より特定動物が愛玩目的では飼育禁止になり、より重大性が増していること、情報の公開が公益にかなうこと等に鑑み、県も市と同様、開示を行うべきである。

カ 株式会社〇〇（以下「〇〇」という。）の運営は国税で賄われており、公共性の高い事業を行っていることは明らかであり、全面開示が妥当である。

キ ニホンザルの大規模飼育を受託可能な民間企業は日本国内には他に1社もなく、〇〇も「当該業務を行える相手方は他に存在せず、競争を許さないため」として、〇〇と随意契約を結んでいる。

つまり、「競争上の地位を害するおそれ」自体が、存在し得ない。

ク 図面、写真及び識別措置等についても、公共性の高い事業に係る施設であり、また逸走等すれば市民に危害を与えうる動物を多数飼育する施設であることから、開示を求める。

ケ 他自治体において民間企業の実験動物飼育施設の図面等について全面的に情報提供されている。

コ 特定動物管理報告書は、開示となっている「特定動物飼養・保管数増減届出書」の代用物に過ぎず、全面的に開示されるべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

- ア 特定動物飼養施設監視状況
- イ 特定動物飼養・保管許可申請書及び添付書類
- ウ 特定動物管理報告書
- エ 施設監視票

#### (2) 一部開示決定の理由

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

(1)アの個人の氏名及び(1)イの主な取扱者の氏名、住所、電話番号及び役員の住所は、

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示である。

また、当該情報は、県と当該法人との連絡窓口としての機能はあるものの、一般住民との連絡窓口としては想定していないものである。法においても公表を要する旨の規定はなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

イ 条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当

(ア) (1)アの許可頭数及び飼養頭数（試験研究施設）、(1)イの特定動物の数、実際に飼養又は保管しようとする数、飼養又は保管している数及び(1)ウの飼養・保管の総数、当該期間の増減数、許可日前日の飼養・保管数は、法人に関する情報であって、公にすることにより事業活動における競争上の地位を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報については、法においても公表を要する旨の規定もなく、管轄保健所による定期的な立入により、飼養保管状況について確認、指導を行っていることから、人の生命、健康、生活又は財産を侵害する蓋然性は低いと考えられ、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

しかし、国公立大学法人については、同号の法人には含まれないこと及び条例第7条第6号にも該当しないことから、開示する。

(イ) (1)イ及びウの申請法人の印影は、法人に関する情報であって、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報は、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(ウ) (1)イの特定飼養施設の構造及び規模（図面、写真、見取り図を含む。）及び(1)エの調査状況は、法人に関する情報であって、法人の生産、技術等に関する情報であるとともに、内部管理に属する情報であり、公にすることにより技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報については、法においても公表を要する旨の規定もなく、管轄保健所による定期的な立入により、飼養保管状況について確認、指導を行っていることから、人の生命、健康、生活又は財産を侵害する蓋然性は低いと考えられ、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(エ) (1)イの識別装置は、法人に関する情報であって、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報については、法においても公表を要する旨の規定もなく、管轄保健所による定期的な立入により、飼養保管状況について確認、指導を行っているこ

とから、人の生命、健康、生活又は財産を侵害する蓋然性は低いと考えられ、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

- (オ) (1)イの緊急時連絡表の取引先情報は、法人に関する情報であって、法人の取引上の秘密に関する情報であり、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報は、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

- (カ) (1)ウには、飼養頭数、識別措置、取引先情報が含まれており、これらは法人に関する情報であって、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報は、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

ウ 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当

- (1)イの申請法人の印影は、公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。

エ 公文書不存在

動物台帳は、当該文書は提出文書として添付されていなかったため、不存在である。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年9月28日	諮問公第144号に係る諮問を受けた。
10月30日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
令和3年1月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
2月24日	諮問の審議を行った。
3月24日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書を条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当するとして、また動物台帳については公文書不存在として、一部開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、「本件処分を取り消し、公文書の全部を開示する。」との裁決を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

実施機関は、上記3(1)アの個人の氏名及び上記3(1)イの主な取扱者の氏名、住所、電話番号及び役員の住所については、上記3(2)アのとおり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると主張している。

当該情報は、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、上記2(3)アのとおり、条例第7条第1号ただし書イに該当し、開示すべきであると主張しているため、この点について検討する。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、審査請求人はこの点について具体的な主張はしておらず、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回ると認めるべき特段の事情も見受けられない。

したがって、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第2号

条例第7条第2号は「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。」として「ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて，公にしないことを条件で任意に提供されたものであつて，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については，同号ただし書に該当する情報を除き，これを不開示としている。

また，同号ただし書においては，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」については，同号本文に該当するものであつても，開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第2号該当性

- a 上記3(1)アの許可頭数及び飼養頭数，上記3(1)イの特定動物の数，実際に飼養又は保管しようとする数，飼養又は保管している数及び上記3(1)ウの飼養・保管の総数，当該期間の増減数及び許可日前日の飼養・保管数

実施機関は，上記3(2)イ(ア)のとおり，主張している。

しかしながら，上記3(1)アの許可頭数，飼養頭数，上記3(1)イの特定動物の数，実際に飼養又は保管しようとする数，飼養又は保管している数及び上記3(1)ウの飼養・保管の総数は，当該法人の経営能力等に関係するものであり，内部管理情報に該当するが，加えて，〇〇から実施機関に提出された公文書の開示に関する意見書では，開示されると支障がある部分として記載されていないことを考慮すると，これらが公になると，直ちに法人の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあるとも考えにくい。

上記3(1)アの許可頭数，飼養頭数，上記3(1)イの特定動物の数，実際に飼養又は保管しようとする数，飼養又は保管している数及び上記3(1)ウの飼養・保管の総数については，開示すべきである。

一方，上記3(1)ウの当該期間の増減数及び許可日前日の飼養・保管数は，個別のニホンザルの状態に係る情報であり，公にすることにより正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

したがって，当該部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- b 上記3(1)イ及びウの申請法人の印影

上記3(1)イ及びウの本件対象公文書に使用されている申請法人の印影は，法人

の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

c 上記3(1)イの特定飼養施設の構造及び規模（図面、写真、見取り図を含む。）及び上記3(1)エの調査状況

当該情報について、実施機関は、上記3(2)イ（ウ）のとおり、法人に関する情報であって、法人の生産、技術等に関する情報であるとともに、内部管理に属する情報であり、公にすることにより技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがある等と主張している。

当該情報は、特定動物の飼養を行っている当該法人の生産、技術等に関する情報であるとともに、当該法人の内部管理に属する情報でもあり、また、当該法人から公開されると支障がある旨の意見書が提出されていることを考慮すると、これらが公になると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかしながら、施設全体図のうち一部分は、法務局において何人も取得可能な測量図で、建物の配置及び広さを確認することができる状態となっている。

また、飼養施設の構造や材質は、通常想定され得るものであり、これを公にすることにより法人の事業活動が損なわれ事業者の製造ノウハウ・技術力等が推測されて競争上の地位が害されたり、防犯上の不利益が助長されたり、あるいは事業者の内部管理の自治を侵害するというような側面が、事業者の「正当な」利益を害するほどのおそれの程度を伴って発生するとまでは認められない。

したがって、当該情報のうち、法務局で、測量図を取得することにより確認することが可能になる部分及び飼養施設の材質については、開示すべきである。

d 上記3(1)イの識別措置

当該情報については、実施機関は、上記3(2)イ（エ）のとおり、法人に関する情報であって、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがある等と主張している。

当該情報は、法人に関する情報であって、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報でもあり、また、当該法人から公開されると支障がある旨の意見書が提出されていることを考慮すると、これらが公になると技術的ノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

e 上記3(1)イの緊急時連絡表の取引先情報

当該情報について、実施機関は、上記3(2)イ(オ)のとおり、法人に関する情報であって、法人の取引上の秘密に関する情報であり、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあり、同号ただし書に該当しないと主張している。

しかしながら、当該情報の中に法人の取引に関する情報であることを示す記載はない。記載されている情報は、緊急時の連絡先の1つであって、開示されるべきものであるが、実施機関は開示決定通知書において、この情報が「取引上の秘密に関する情報」であることを明かしてしまったことにより、本来開示すべき情報を不開示とせざるを得ない状況になっている。

したがって、当該部分は、不開示とした実施機関の判断を維持すべきである。

f 上記3(1)ウの管理台帳

実施機関は、上記3(2)イ(カ)のとおり、当該情報には、飼養頭数、識別措置、取引先情報が含まれており、法人に関する情報であって、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあり、同号ただし書に該当しないため、不開示としたと主張している。

当該情報は、具体的な個体番号や出荷先であり、個別のニホンザルの状態等について記載されていることが確認できるので、これらの情報は、法人に関する情報であって、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあり、同号ただし書に該当しないことが認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第4号

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定となっているものである。



(イ) 条例第7条第4号該当性

- a 上記3(1)イ及びウの本件対象公文書に使用されている申請法人の印影は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 公文書不存在について

実施機関は、上記3(2)エのとおり述べており、動物台帳は物理的に存在しないと主張しており、この説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が、動物台帳について、不開示とした判断は妥当である。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

<別表>

対 象 公文書	実施機関が不開示とした部分	審査会の判断
特定動物飼養施設監視状況	個人の氏名	不開示妥当
	事業を営む個人の氏名	開示すべき
	許可頭数及び飼養頭数	開示すべき
特定動物飼養・ 保管許可申請書	法人の印影	不開示妥当
	「1 特定動物の種類及び数」の「数」及び「実際に飼養又は保管をしようとする数」	開示すべき
	「4 特定飼養施設の構造及び規模」の「(1) 構造 (材質含む。)」	開示すべき
	「6 その他」の「(1)現在の飼養又は保管の状況」の「①飼養又は保管をしている数」	開示すべき
	「6 その他」の「(2)主な取扱者」の「② 氏名」, 「③住所」及び「④電話番号」	不開示妥当
	「7 役員の氏名及び住所に関する書類」の監査役の住所	
特定動物飼養・ 保管許可申請に係る 添付書類	「動物の愛護及び管理に関する法律第27条第1項第2号イからハまでに該当しないことを示す書類」の法人の印影	不開示妥当
	施設全体の配置図の公知の部分	開示すべき
	特定飼養施設の構造及び規模を示す図面及び写真	不開示妥当

	識別措置	不開示妥当
	「8 その他（緊急時連絡表）」の連絡先	不開示妥当
特定動物管理報告書	特定動物管理報告書の法人の印影	不開示妥当
	「3 飼養・保管の総数」、「4 当該期間の増減数」及び「5 許可日前日の飼養・保管数」	不開示妥当
	管理台帳	不開示妥当
施設監視票	調査状況の材質	開示すべき